

認定番号	01P-081-05
認定種別	快適職場（プラチナ）

快適施策実施状況報告書

1) 作業所情報

会社名	飛島建設株式会社
作業所名	岩倉取水工
作業所所在地	愛知県豊田市築平町岩倉地内
工期(自)～(至)	平成29年4月10日～平成32年3月16日
工事種類 ※下記表から ご選択下さい	その他(取水工耐震補強工事)
工事概要 (120字以内)	矢作川総合第二期土地改良事業計画に基づき、岩倉取水工の耐震化を図るものである。

※工事種類分類

土木	橋梁・高架構造物工事、トンネル工事、ダム・えん堤工事、管渠工事、電線路工事、舗装工事、しゅんせつ・埋立工事、土工事、その他（具体的に記入）
建築	住宅、事務所、店舗、工場・発電所、倉庫・物流施設、教育・研究・文化施設、医療・福祉施設、宿泊施設、娯楽施設、その他（具体的に記入）

◎記入上の注意◎

- 「快適職場認定制度規程」、「第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件」、「第1回快適職場認定申請案内」を熟読のうえ、指定された資料を黒枠内にご記入ください。
※上記資料は http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei_4.html からダウンロードできます。
- フォントの種類やレイアウト等、書式は自由です。ただし、フォントサイズは原則的に10.5ポイント以上にしてください。
- 画像データは、必要に応じて圧縮し、ファイルサイズを抑えてください(ただし、画像の内容が読み取れることをご確認ください)

2) 快適施策の実施状況を示す資料

【審査項目①】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

外気温等の影響を緩和するのに必要十分な冷暖房機器を作業現場に設置していること
※高温・多湿な作業現場では、暑さ(WBGT)指数を低減させるのに十分な機器類(扇風機、送風機、ドライミスト、遮光ネット、日よけテント等)を設置していること

- ①設置されている機器類の写真、
- ②冷暖房機器類の設置によって適正な温熱環境が維持されていることを示す説明文、
をご記載ください



- ② 作業現場が屋外であることから、作業場所にスポットクーラー、パラソルによる日よけを設置し、熱中症になる作業員を出さず、今年度の夏を乗り切った。

【審査項目②】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

作業現場に水分・塩分の摂取のための飲料等(熱中飴・タブレット、経口補水液等)を常備し、作業員が必要に応じて摂取できる状態にしてあること

①飲料等の種類、②常備の状況、
を写真と文章等でご説明ください

①



② 現場内に冷水機を設置し水分をいつでも摂取できるよう常備している。また、塩分摂取のため、塩分タブレットを常備している。

【審査項目③】《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

透湿性、通気性、冷却性、保温性の高い服装(ヘルメットも含む)を支給、または購入費補助の制度があること

- ①服装の写真、②その服装の冷却・保温機能(効果)、③制度の内容、
④支給または購入費補助の実績、
についてご記載ください

①



- ② どんな服でも通気性・冷却性を確保ようにベルトにファンが取り付けられた、服の内部に空気を送る冷却ベルトと、ヘルメットの内部に空気を送るヘルメットファンを貸与している。

【審査項目④】《作業空間の確保》

整理整頓の実施、標識などの設置による作業空間・通路の確保、注意喚起機器類[WBGT 警報機器、切羽崩落予測装置、赤外線センサ音声案内機、等]の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



①

② 熱中症対策として警報機器(携帯 WBGT 表示系)を貸与している。

■施策(二)



①

② 河川取水口内での作業があるため、河川の水位上昇を感知して回転灯を回し、ブザーを鳴らす警報装置を設置している。また、他の不測の事態に備え、地上で警報装置を作動させる手動スイッチも装備している。

■施策(三)



①

② 山間の現場で風が非常に強いことから、風速計を設置し、規定値を超えると回転灯が回る、警報装置を設置している。

【審査項目⑤】 《視環境、空気環境、音環境の管理》

照明設備の増設、換気・集塵装置の設置、鉄板敷や散水による粉じん防止、防音パネル等の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



② 取水口内部での作業があるため、照度確保のための照明設備を設置している。また、屋外には発電機付きライトを常備し、必要な箇所で照度を確保している。

■施策(二)



② 取水口内部は空気の流れが無いことから、換気設備を設置している。

■施策(三)



③ 場内の粉じん防止のため、舗装・敷鉄板を敷設し、常に清掃できるよう、ハイウォッシャーを常備している。

【審査項目⑥】 《身体負担・労力軽減》

労力軽減を目的とした生産性向上施策の導入（ICTの活用等）、作業姿勢改善のための作業台設置、重量物運搬作業の負担軽減策の実施〔助力装置導入、作業場の無段差化等〕、

① 施策の内容が分かる写真

② その具体的な機能・効果（省人化効果、工期短縮効果、など）についての説明文を最大3施策までご記載ください（1施策につき1ポイント〔最大3ポイントまで〕）

■ 施策（一）



この部分の段差を無くすために、作業台を設置

①

② 取水口内部への資機材の搬入が楽に行えるように作業台を設置し、取水口との段差を無くし、高さを合わせている。

■ 施策（二）

■ 施策（三）

【審査項目⑦】《その他》

前述の審査項目①～⑥以外で、作業員の心身の負担軽減を目的として、作業空間や作業方法についての作業所特有の問題に対する改善策を実施していること

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



- ①
- ② インフルエンザに対する注意喚起ポスターを貼るとともに、対策グッズを常備し、作業員の体調管理に配慮している。

■施策(二)



- ①
- ② 取水口内での作業があり、災害の際はその高低差が緊急対応の支障となる。そのため、緊急時にクレーン対応の担架になるレスキューベンチを常備している。作業員にも万が一の備えとして、安心感を与えている。

■施策(三)



- ①
- ② 現場が山間で近くの町まで来るまで30分以上掛かることから、緊急時に備え、AEDを設置している。作業員にも万が一の備えとして、安心感を与えている。

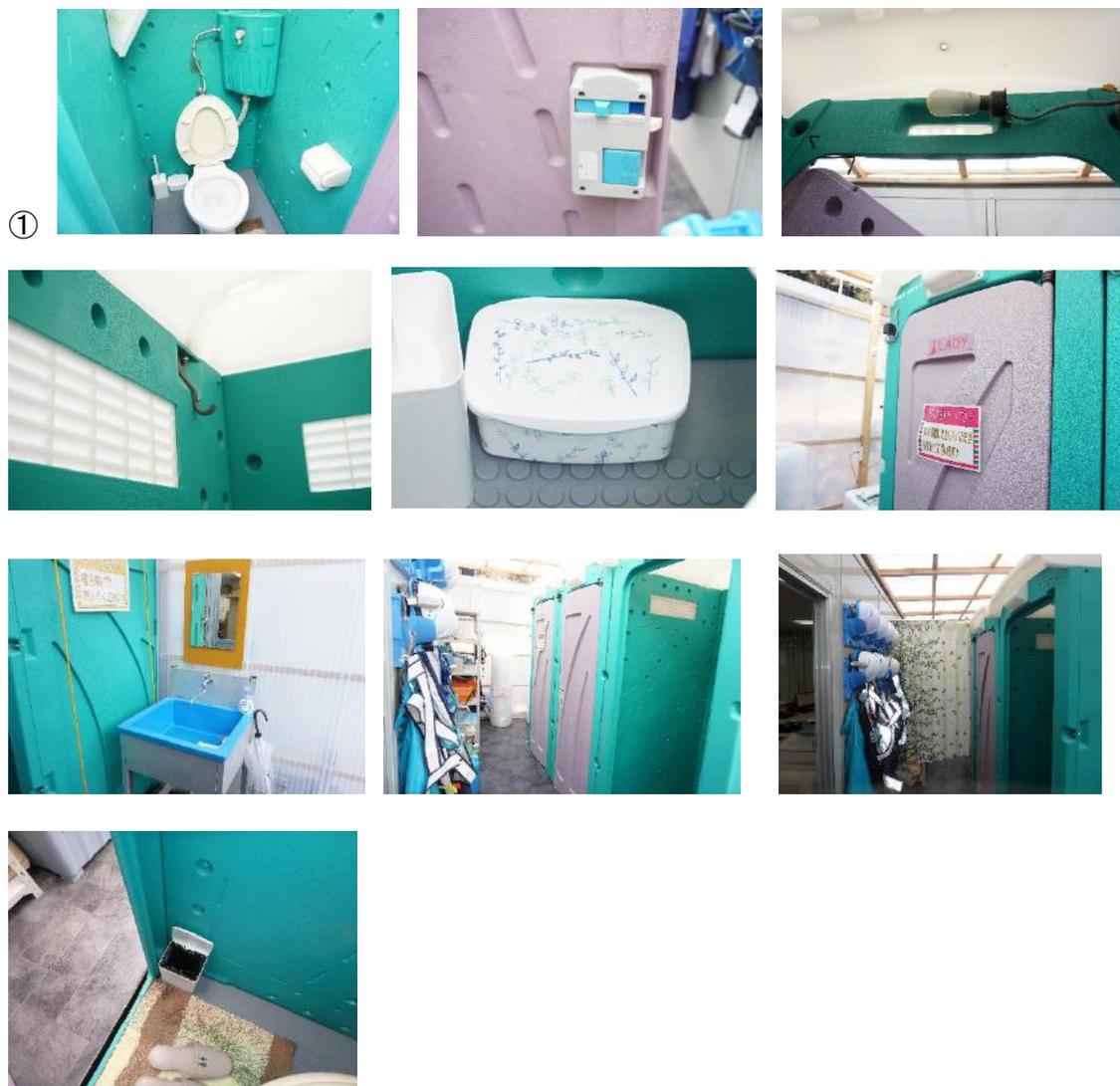
【審査項目⑧】《トイレ》

水洗・洋式便座・男女別で、清潔に維持管理されていること。

仮設の場合は、国土交通省が定める「快適トイレ」の仕様(『第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件』参照)を全て満たすものとする。なお、現場に男女がいる場合は、男女別に設置すること。

①トイレの写真(現場に男女がいる場合は、男女別のトイレの写真)、②説明文、
をご記載ください

※仮設の場合、別添資料として快適トイレの仕様を満たすことが分かる書類(パンフレット、国土交通省が発表した「快適トイレ事例集」など)も添付すること



② 国交省の「快適トイレ」の条件を満たすトイレを設置している。

【審査項目⑨】 《健康・衛生保持のための施設、設備》

冷暖房設備付きの休憩室(休憩車も含む)を設置していること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください



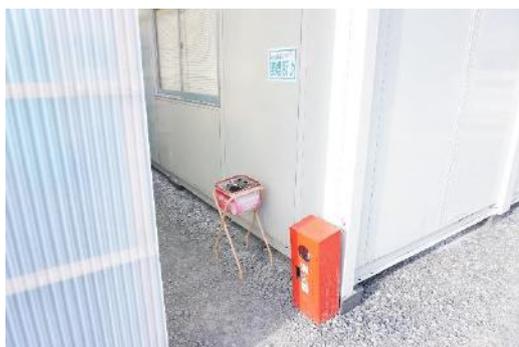
①

② エアコンを設置した休憩所を設置している。

【審査項目⑩】 《健康・衛生保持のための施設、設備》

喫煙室の設置など、分煙対策をしていること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください



①

② 休憩所内は禁煙として、喫煙所を別に設置している。

【審査項目⑪】 《健康・衛生保持のための施設、設備》

シャワー室等の洗身施設を設置していること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください



①

② シャワー設備を設置し、誰でも利用できるようにしている。

【審査項目⑫】 ≪健康・衛生保持のための施設、設備≫

その他の「健康・衛生保持のための施設」を設置していること(運動施設、仮眠室、相談室等の設置)

①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



①

② 休憩所内の一部をたたみ敷にして、作業員が寝転んで休憩でき設備としている。

■施策(二)



①

② 畳敷の個室の仮眠室を設置している。

■施策(三)



①

② 相談室を設置している。

【審査項目⑬】 《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、

を最大6施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大6ポイントまで])

注)「家庭用家電製品の設置」は複数種類・複数台の設置でも加点は1ポイントのみとします

■施策(一)



①

②洗面所を設置している。

■施策(二)



①

②鍵付きロッカーを設置している。

■施策(三)



①

②自販機を設置している。

【審査項目⑬】 ≪その他、利便性向上のための施設、設備≫

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店（自販機を含む）、家庭用家電製品（冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等）、等の設置

■ 施策(四)



②家庭用家電製品、冷蔵庫2台、電子レンジ2台、洗濯機1台、湯沸かしポット2台、炊飯器1台を設置している。

■ 施策(五)



②製氷機を設置している。

■ 施策(六)

【審査項目⑭】 《社会保険や建退共への加入推進》

現場において、社会保険加入に向けた、下請会社、現場入場者に対する周知徹底・指導等を実施していること(ポスターの制作および掲示等)

①周知に用いた資料(ポスター等)の写真、②周知徹底・指導等の方法、
について、ご記載ください



①



② 現場の事務所、休憩所に社会保険加入に向けたポスターを掲示、月1回の安全衛生協議会にて、社会保険未加入業者は入場できないことを周知している。また、未加入業者があった場合はパンフレットを利用して加入指導を行っている。

【審査項目⑮】《社会保険や建退共への加入推進》

建退共制度適用標識シールを掲示するとともに、加入周知をしていること

- ①掲示している建退共制度適用標識シールの写真、②加入周知に用いた資料(ポスター等)
③加入周知の方法、
について、ご記載ください



- ② 事務所、休憩所、朝礼看板に建退共制度適用標識シールを掲示している。
加入周知用に休憩所にポスターを掲示している。また、新規入場時にパンフレットを用いて、
加入周知の説明をしている。

【審査項目⑯】 ≪長時間労働の是正≫

日建連会員企業が36協定を締結する従業員を対象とし、下記の「時間外労働の改善目標」に沿って時間外労働の削減に取り組むとともに、本自主規制に準じた取り組みを行うよう、下請企業に対しても要請していること

- ・年間の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・複数月の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・1か月の上限:100時間未満(休日労働を含む)

なお、管理監督者は対象外とされているが、従業員の健康管理の観点等から、管理監督者についても、本自主規制に準じた取り組みがなされることが望ましい

①具体的な数値目標、②目標達成のための取り組み方法、③目標に対する達成度、
についてご記載ください。

また、達成度が不十分な場合は、更なる改善方策についてもご記載ください

②

<p>【審査項目⑰】 《長時間労働の是正》</p> <p>4週6閉所以上の実施(この場合、4週6閉所は原則として各月の第2、第4土曜日を閉所することとする)</p> <p>※土日閉所が困難な場合は、振替閉所を可とする(振替閉所とは、土日の閉所が困難な場合、工期内に週休二日相当の閉所日を確保することである。降雨日等の現場作業不能日を含む。また、当面、祝日等を振替閉所として扱うことを可とする)</p> <p>審査対象期間における、月ごとの閉所実績をご記載ください</p> <p>・着工日が平成28年12月1日以前の場合 →平成28年12月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績</p> <p>・着工日が平成28年12月1日より後の場合 →着工日の翌月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績</p>			
期間	第2、4土曜日+日曜日の合計数	申請作業所における閉所実績	
		閉所日数	閉所日
【記入例】	6	6	5(日)、11(土)、12(日)、19(日)、25(土)、26(日)
平成28年12月	6	—	—
平成29年1月	7	—	—
2月	6	—	—
3月	6	—	—
4月	7	—	—
5月	6	—	—
6月	6	5	4(日)、10(土)、11(日)、18(日)、25(日)
7月	7	7	1(土)、2(日)、9(日)、16(日)、17(祝)、23(日)、30(日)
8月	6	8	11(祝)、12(土)、13(日)、19(土)、20(日)、26(土)、27(日)
9月	6	6	3(日)、10(日)、7(日)、18(祝)、23(土)、24(日)
10月	7	6	1(日)、8(日)、9(祝)、15(日)、22(日)、29(日)
11月	6	7	3(祝)、5(日)、11(土)、12(日)、19(日)、23(祝)、26(日)
12月	7	8	3(日)、9(土)、10(日)、17(日)、23(土)、24(日)、30(土)、31(日)
平成30年1月	6	5	7(日)、8(日)、14(日)、21(日)、28(日)

【審査項目⑱】 <<長時間労働の是正>>

その他の環境整備

(定時退社推進のための環境整備、有給休暇の取得促進のための環境整備、振休の確実な取得のための環境整備、フレックスタイム制などの柔軟な働き方がしやすい環境の整備等)

①具体的な数値目標、②目標達成のための取組み方法、③目標に対する達成度、
について、最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

- ① 水曜日のノー残業デー 18:00までに全作業終了
- ② 協議会、朝礼、昼の打ち合わせで要請、習慣化している。
- ③ 達成度 100%(発注者イベント等により、曜日読み替えも含む)

■施策(二)

- ① 第3水曜日 徹底ノー残業デー 18:00までに職員も含め閉所完了。
- ② 支店からの要請、朝礼、昼の打ち合わせにて要請。
- ③ 達成度 100%

■施策(三)

- ① 大型連休時の有給休暇取得。会社指定有給推進日全日数実施
- ② 工程調整し、閉所日に設定。
- ③ 達成度 100%

【審査項目⑱】《安全衛生教育の推進》

建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた安全衛生に関する知識習得への支援(研修会等の実施)

①施策の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください



② 支店安全部長により丸鋸の特別講習を実施した。また、月1回安全教育を全作業員対象に行い、各種情報の提供、指導、周知を行い、安全意識向上を図っている。

【審査項目⑳】 《安全及び健康に関する意識啓発》

職長会による安全パトロールの実施、作業所内表彰の実施、健康相談会・AED 使用講習会等の開催、メンタルヘルス対策の実施、目安箱等の設置による意見吸い上げ、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



①

② 月1回職長会パトロールを実施している。

■施策(二)



①

② 安全大会時(毎月1日)に先月の表彰者を発表し、朝礼看板に1ヶ月間表彰者として名前を掲示している。

■施策(三)



①

② 現場休憩所に意見箱を設置し、現場の要望等を吸い上げている。

【審査項目②】 《建設業に対するイメージアップへの貢献》

仮囲いの工夫(照明設置、装飾、デザイン工事看板、緑化等)、懇親イベントの開催、見学会の開催、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



①

② 間伐材を利用した工事看板を使用している。

■施策(二)



①

② 工事フェンスにデザインフェンスを使用している。

■施策(三)



①

② 月2回周辺道路の清掃活動を実施し、イメージアップを図っている。

以上

※事務局記入頁

項目	配点	得点
①	必須	○
②	1	1
③	1	1
④	最大3	3
⑤	最大3	3
⑥	最大3	1
⑦	最大3	0
⑧	必須	○
⑨	必須	○
⑩	必須	○

合計 X: 9

項目	配点	得点
⑪	1	1
⑫	最大3	3
⑬	最大6	5
⑭	必須	○
⑮	2	2
⑯	2	0
⑰	2	2
⑱	最大3	3
⑲	1	1
⑳	最大3	3
㉑	最大3	3

合計 Y: 23

総合計: 32

認定基準

32 ≦ 快適職場(プラチナ)

28 ≦ 快適職場

・⑦(三):「作業空間や作業方法についての取り組み」には該当しないと判断し、加点なしとしました。